

保護者各位

狛江市子ども家庭部
児童育成課長 三宅 哲

緊急事態宣言期間中の学童クラブの運営方法について

日頃から狛江市の保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。令和3年4月23日に、4月25日から5月11日までの期間、新たに緊急事態宣言が発出される見込みであることを受け、今後の学童クラブの運営方法について、下記のとおりご案内をいたします。ご協力の程、よろしくお願いたします。なお、発出後に期間等内容が異なっていた場合は、別途ご案内いたします。

記

1. 緊急事態宣言期間中の学童クラブの運営方法について

この度の緊急事態宣言においては、感染症対策を徹底した上で開所を基本といたします。その中においても、無理のない範囲で家庭保育が可能な方につきましては、ご協力をお願いいたします。

緊急事態宣言期間中、全ての日において登所を自粛された場合に限り、育成料・間食費等負担金の還付を行います。算定方法については「3. 宣言期間中、全日数登所を自粛された場合」をご参照ください。

4月1日及び5月1日の入所者のうち、育児休業取得者及び求職者については、以下のとおり復職日及び就労開始日を延長いたします。

	復職期限 又は就労開始日	復職・勤務証明書の提出期限
1. 育児休業取得者	7月1日（木）	7月15日（木）
2. 求職者	8月1日（日）	8月16日（月）

2. 受入にあたってのお願い

- (1) 児童・保護者（同居の家族を含む）の皆様におかれましては、土日祝日を問わず毎日の体温測定を徹底し、ご家族の方も含めて発熱等の風邪症状（咳・鼻水・だるさなど）がある場合は、児童の登所を控えてください。学童クラブの職員も同様の対応を行います。
- (2) PCR検査を受けることとなった場合は、必ず学童クラブへご連絡をお願いいたします。
- (3) 保護者・児童ともに、マスクの着用をお願いします。
- (4) 風邪症状や発熱が続く場合や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、新型コロナウイルス感染症電話相談窓口等に相談をしてください。

3. 宣言期間中、全日数登所を自粛された場合

緊急事態宣言期間中、全ての日において登所を自粛された場合に限り、5月分の育成料・間食費等負担金の一部還付を行います。期間中1日でも登所された場合、還付は行いません。

●注意事項：育成料・間食費等負担金は例月通りお支払いただきます。還付に該当する方については、後日還付方法についてのご案内させていただきます。

4. その他

この度の緊急事態宣言を受け、市役所職員も一部在宅勤務となります。緊急事態宣言期間中は、電話や窓口でお待たせする可能性がありますので、ご了承ください。

施設においては、手洗いや手指消毒、適切な換気、共有部分等における毎日の消毒等、基本的な感染症対策を徹底してまいります。また、3密を避ける工夫や外部者との接触の制限等も行っております。今後も、新型コロナウイルス感染症の状況によって、上記実施内容を延長する可能性があります。変更がある場合は、別途お知らせいたします。ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

問合せ先：狛江市児童育成課放課後対策推進担当

03-3430-1111 内線 2318・2319